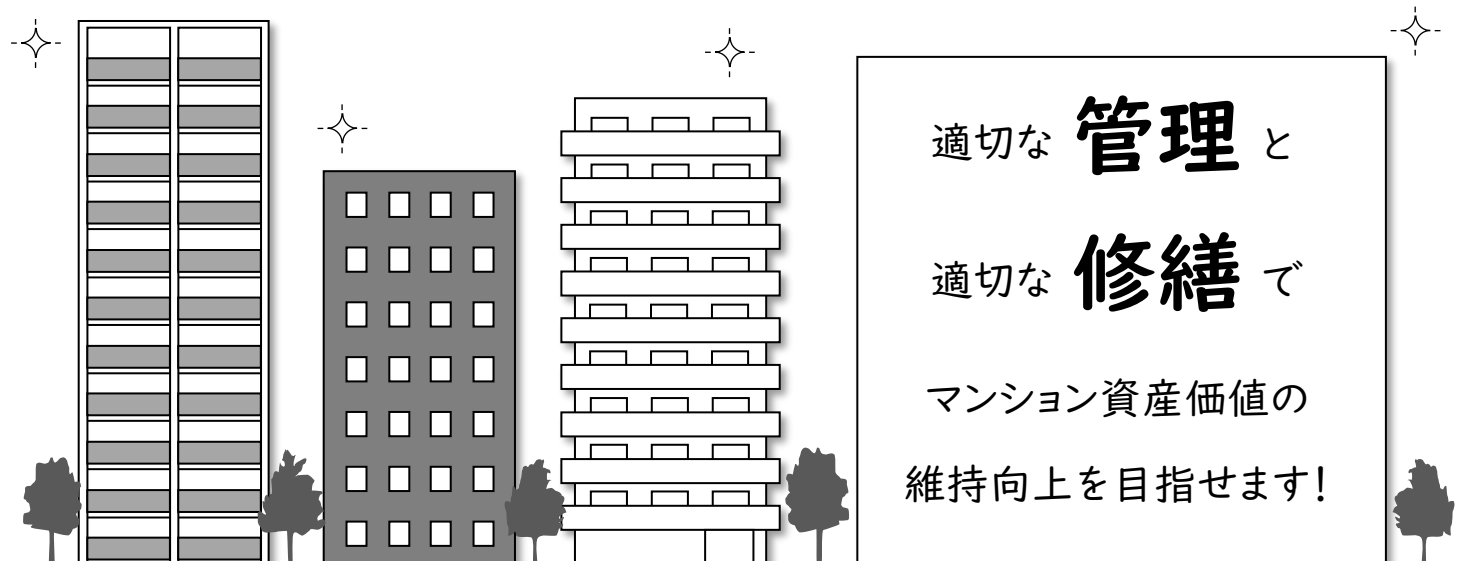


マンション管理計画認定制度



▶ マンション管理計画認定制度とは？ ◀

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして狭山市が認定する制度です。

狭山市 セタの妖精
おりひい



認定を取得するメリットにはどんなものがあるの？

メリット1

市場価値の 向上

認定

適正に管理されたマンションであることが市場において高く評価されます

メリット2

管理意識の 向上

認定

区分所有者や居住者のマンション管理への意識が向上し、管理水準を維持・向上しやすくなります

メリット3

金利等の 優遇

認定

住宅金融支援機構の金利優遇が受けられる場合があります ④ 加えて…
長寿命化に資する大規模修繕工事が完了したマンションに対する固定資産税の減額措置があります

申請方法など制度の詳細は裏面へ▶

問合せ先 ▶ 狭山市 都市建設部 建築住宅課

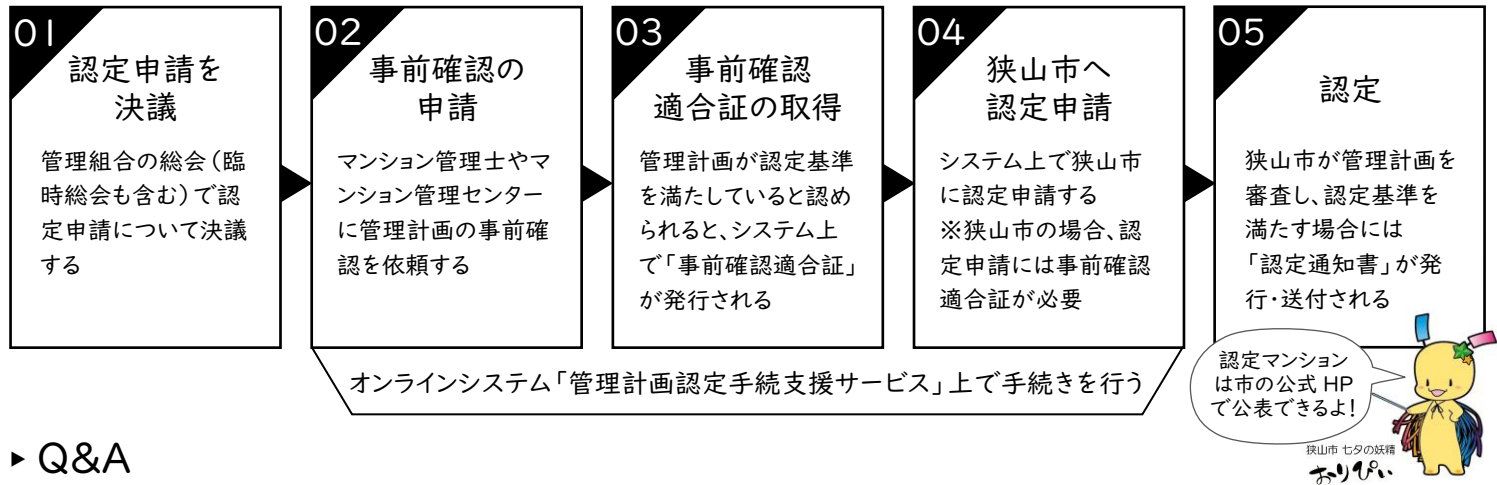
電話番号 ▶ 04-2946-8234（直通）

受付時間 ▶ 電話・窓口共に 9：00～16：30（土日祝を除く）



詳しい内容は狭山市マンション管理計画認定制度の公式ホームページにてご確認ください

▶ 申請の流れ



▶ Q&A

Q1. オンラインシステム「管理計画認定手続支援サービス」とは何ですか？

A1. 公益財団法人マンション管理センターが運営する、マンション管理計画認定制度を申請する際に使用するシステムです。狭山市ではこのシステムを経由した事前確認適合証の取得及び認定申請が必要です。（狭山市では市への直接申請は行っておりません。）

詳細は公益財団法人マンション管理センターのホームページにてご確認ください



※上記は管理計画認定手続支援サービス・予備認定・事前確認講習の Web ページに繋がります

Q2. 申請するのにお金はかかるの？

A2. 狭山市への申請手数料は無料ですが、別途「管理計画認定手続支援サービス」のシステム利用料がかかります。（※2026年7月現在：1申請当たり10,000円（内税））
また、管理計画の事前確認をマンション管理士やマンション管理センターに依頼する必要がありますが、依頼先によって事前確認審査料が変動します。

Q3. 一度認定されたら効力はずっと続くの？

A3. いいえ、認定の有効期間は5年間です。長期に渡って適切な管理水準を保ち続けるためにも、有効期間内の更新をおすすめします。

▶ 認定基準チェックリスト☑

管理組合の運営

- ☐ 管理者が定められている
- ☐ 監事が選任されている
- ☐ 集会が年1回以上開催されている

管理規約

- ☐ 管理規約が作成されている
- ☐ 管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められている
- ☐ 管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められている

管理組合の経理

- ☐ 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている
- ☐ 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- ☐ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である

長期修繕計画の作成及び見直し等

- ☐ 「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会（総会）にて決議されている
- ☐ 作成又は見直しが7年以内に行われている
- ☐ 計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されている
- ☐ 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- ☐ 計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- ☐ 計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっている

その他

- ☐ 組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っている